

## 文教大学越谷図書館電子情報閲覧室利用内規

### (趣旨)

第1条 この規程は、文教大学付属図書館利用規程第4条第1項に基づき、文教大学越谷図書館内に設置する電子情報閲覧室の利用に関して必要となる事項を定める。

### (利用資格)

第2条 電子情報閲覧室を利用できる者は、文教大学教育・研究系情報システム利用のためのアカウントを所持している者とする。

### (利用目的)

第3条 電子情報閲覧室は、以下の目的のために使用することができる。

- (1) 利用者の学習及び研究活動
- (2) 図書館主催のセミナー
- (3) 教職員等からの申し込みにより図書館が実施する各種ガイダンス
- (4) その他、館長が認めた活動

2 電子情報閲覧室の利用は、図書館主催の活動を優先する。

### (利用できる日及び時間)

第4条 電子情報閲覧室を利用できる日は、原則として図書館の開館している日とする。

2 電子情報閲覧室の利用時間は、原則として開館時間から閉館20分前までとする。

3 前項以外に、臨時に利用を停止又は短縮することがある。

### (禁止事項)

第5条 電子情報閲覧室の利用に当たっては、次の事項をしてはならない。

- (1) 図書館の規程違反及び他の利用者への迷惑行為
- (2) アカウントの貸し借り
- (3) 設置機器及びソフトウェアの不正な構成変更

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、図書館委員会の議を経て館長が行う。

### 附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

1 この内規は、令和4年4月1日から施行する。